

福井県報

第 331 号

令和 7 年
1 月 7 日 (火)

火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

規 則

- ※福井県六呂師高原キャンプ場の設置および管理に関する条例施行規則（1・観光誘客課）…………… 2

告 示

- 福井臨海工業用水道事業 沈殿池（機械）増設工事その1の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（1・公営企業課）…………… 5
- 道路の供用の開始（2・道路保全課）…………… 6

公 告

- 指定管理者の指定（財産活用課）…………… 6
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施（同）… 7
- 令和7年福井県保育士試験（前期）の実施（児童家庭課）…………… 9
- 指定管理者の指定（2件・港湾空港課）…………… 11
- 土地改良区の役員の退任（3件・奥越農林総合事務所）…………… 11
- 土地改良区の役員の就任（2件・同）…………… 11

選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出（1）…………… 12
- 政治団体の届出事項の異動に係る届出（2）…………… 13
- 政治団体の解散の届出（3）…………… 14
- 資金管理団体の指定の届出（4）…………… 14
- 資金管理団体の届出事項の異動に係る届出（5）…………… 15

規 則

福井県六呂師高原キャンプ場の設置および管理に関する条例施行規則を公布する。

令和7年1月7日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第1号

福井県六呂師高原キャンプ場の設置および管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、福井県六呂師高原キャンプ場の設置および管理に関する条例（令和6年福井県条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第2条 条例第4条第2項の規定により申請しようとするものは、知事が指定する日までに、指定管理者指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 福井県六呂師高原キャンプ場（以下「キャンプ場」という。）の管理の業務に関する事業計画書
- (2) 定款もしくは寄附行為および登記事項証明書またはこれらに準ずる書類
- (3) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表その他財務の状況を明らかにする書類（申請の日の属する事業年度または前事業年度に設立された法人その他の団体にあつては、その設立時における財産目録）
- (4) 申請の日の属する事業年度および翌事業年度における事業計画書および収支予算書
- (5) 役員の氏名、住所および略歴を記載した書類
- (6) キャンプ場の管理の業務を行う組織および運営に関する事項を記載した書類
- (7) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、条例第5条各号に掲げる基準に適合していることを確認するために知事が必要と認める書類

2 条例第4条第3項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第4条第2項の規定による申請がない場合または条例第5条各号に掲げる基準に適合するものがない場合
- (2) 条例第5条の規定により指定する前に、指定することが不可能となった場合または著しく不適当と認められる事情が生じた場合
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により指定を取り消した場合であつて、新たに指定管理者を指定するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特定のものに管理を行わせる必要があると知事が特に認める場合

3 第1項の知事が指定する日その他指定の手續に関し必要な事項は、福井県報に登載して、公示するものとする。ただし、条例第4条第3項の規定により、申請することができるものを指名する場合にあつては、この限りでない。

(規則で定める指定の基準)

第3条 条例第5条第4号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手續開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手續開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手續開始の申立てが行われている者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行うものでないこと。
- (3) 国税または地方税を滞納していないものであること。
- (4) 福井県内に事務所を置き、または置こうとするものであること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、キャンプ場の管理の業務を行うために必要なものとして別に定める基準

(変更の届出)

第4条 条例第6条第2項の規定による変更の届出は、指定管理者名称等変更届出書（様式第2号）によりするものとする。

(事業報告書の提出)

第5条 指定管理者（条例第4条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、地方自治法第244条の2第7項の事業報告書を、毎年度終了後30日以内に、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において同条第11項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) キャンプ場の管理業務の実施状況

(2) キャンプ場の利用状況

(3) キャンプ場に係る利用料金の収入の実績

(4) キャンプ場の管理に係る経費の収支の状況

(5) 前各号に掲げるもののほか、キャンプ場の管理の状況を把握するために必要な事項

(利用期間の告示)

第6条 知事は、条例第8条第1項の規定によりキャンプ場の利用期間（同項に規定する利用期間をいう。次項において同じ。）を定め、あらかじめこれを告示するものとする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定により告示した利用期間を変更することができる。この場合において、知事は、当該変更（臨時のものを除く。）をするときは、あらかじめ当該変更後の利用期間を告示するものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、キャンプ場の管理および運営に関し必要な事項は、指定管理者が知事の承認を得て別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

年 月 日

福井県知事 様

福井県知事 様

申請者 主たる事務所の所在地

届出者 主たる事務所の所在地

名称および代表者の氏名

名称および代表者の氏名

指定管理者指定申請書

指定管理者名称等変更届出書

福井県六呂師高原キャンプ場の管理に関する業務を行いたいので、福井県六呂師高原キャンプ場の設置および管理に関する条例第4条第2項の規定により、下記の書類を添えて、申請します。

下記のとおり、指定管理者の指定に係る事項を変更したいので、福井県六呂師高原キャンプ場の設置および管理に関する条例第6条第2項の規定により届け出ます。

記

記

- 1 福井県六呂師高原キャンプ場の管理の業務に関する事業計画書
- 2 定款もしくは寄附行為および登記事項証明書またはこれらに準ずる書類
- 3 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表その他財務の状況を明らかにする書類（申請の日の属する事業年度または前事業年度に設立された法人その他の団体にあつては、その設立時における財産目録）
- 4 申請の日の属する事業年度および翌事業年度における事業計画書および収支予算書
- 5 役員の氏名、住所および略歴を記載した書類
- 6 福井県六呂師高原キャンプ場の管理の業務を行う組織および運営に関する事項を記載した書類
- 7 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 8 福井県六呂師高原キャンプ場の設置および管理に関する条例第5条各号に掲げる基準に適合していることを確認するために知事が必要と認める書類

変更に係る事項	名称・主たる事務所の所在地	
変更後	変更前	
変更しようとする年月日	年 月 日	
変更しようとする理由		

備考 「変更に係る事項」の欄には、該当する項目に○印を付けてください。

告 示

福井県告示第1号

福井臨海工業用水道事業 沈殿池（機械）増設工事その1の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号）の規定は適用せず、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法等を次のとおり公示する。

令和7年1月7日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事名

福井臨海工業用水道事業

沈殿池（機械）増設工事その1

(2) 工事場所

福井県福井市江上町 地係

(3) 工事概要

沈殿池機械設備工事 1式

薬品注入機械設備工事 1式

2 この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「特定建設工事入札参加資格」という。）の審査を申請することができる者

特定建設工事入札参加資格の審査を申請することができる者は、次の条件のすべてを満たす共同企業体とする。

(1) この工事を共同して請け負うことを目的として、2の建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）により結成された共同企業体であること。ただし、当該共同企業体のうち代表者以外の構成員については福井県内に主たる営業所（法第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。）を有する者であること。

(2) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出する時点において、福井県の競争入札参加資格について機械器具設置工事の資格を有すると決定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者

については、更生手続開始または再生手続開始の決定後に、別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。

イ 申請書を提出する時点において、法第3条第1項の許可を有しての営業年数（継続した営業年数とし、許可の失効（法第3条第3項）または許可の取消し（法第29条）があった場合はそれ以前の営業年数は通算しない。以下同じ。）が3年以上あること。

ウ この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。

エ 共同企業体への出資の比率がいずれも30パーセント以上であること。

オ 申請書を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく指名停止または指名除外期間中でないこと。

カ 申請書を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または退職一時金制度を有している者であること。

キ 申請書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者であって、2(2)アの再認定を受けていない者その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。

ク 法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第5項に規定する監理技術者（監理技術者資格者証（裏面で講習受講を確認できない場合は、これに加えて監理技術者講習修了証）を有する者であること。）であって、この工事に関する入札公告において定める要件を満たしている者をこの工事の現場に専任で配置することができること。

(3) 共同企業体の構成員の代表者にあつては次に掲げるアおよびイの要件を満たしている者であること。

ア 共同企業体への出資の比率が構成員中最大かつ他の構成員の出資比率を上回ること。

イ この工事に関する入札公告において定める工事実績を有する者であること。

3 特定建設工事入札参加資格の審査の申請手続

特定建設工事入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。

(1) 提出書類

ア 申請書

イ 経営規模等総括表

ウ 共同企業体のすべての構成員の経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知

書（経営事項審査の結果についての法第27条の27および第27条の29第1項の規定による通知に係る文書をいう。）の写し（令和5・6年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査（再審査を含む。）において用いたものに限る。）

- エ 共同企業体協定書
- オ 工事経歴書
- カ 技術職員名簿

(2) 申請書等（3(1)に掲げる提出書類をいう。以下同じ。）の交付期間等

ア 交付期間

令和7年1月7日（火）から同年1月24日（金）まで（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部公営企業課経営グループ

(3) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間

申請書等の交付期間と同じとする。

イ 提出場所

申請書等の交付場所と同じとする。

ウ 提出方法

郵送（民間事業者を含む。以下同じ。）または持参して提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

なお、郵送により提出する場合には、配達記録が残る書留郵便等を利用して送付しなければならない。

エ 提出部数

正本1部および副本1部

4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定

特定建設工事入札参加資格の審査の申請をした者の特定建設工事入札参加資格の有無については、3(1)に掲げる提出書類を審査した上で決定し、その格付けについては3(1)ウに掲げる書類に基づき、3(1)イに掲げる書類により審査の上、決定するものとする。

なお、特定建設工事入札参加資格の有無および格付けを受けた者であっても、申請書を提出した後開札までに、共同企業体の構成員のいずれかが措置要領に基づく指名停止または指名除外の措置を受けた場合その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる場合には、特定建設工事入札参加資格および格付けの決定を取り消すことがある。

5 特定建設工事入札参加資格の有効期間

特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定は、この工事の請負契約に係る

一般競争入札についてののみ有効とし、この工事を落札した共同企業体の入札参加資格および格付けにあってはこの工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体にあってはこの工事の請負契約が締結された日に、その効力を失うものとする。

6 その他

特定建設工事入札参加資格の審査についての照会先

福井県土木部土木管理課建設産業・人材支援室

電話番号 0776-20-0470

福井県告示第2号

一般県道東郷麻生津線の下記区間において、道路改良工事の竣工に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、令和7年1月7日から20日間一般の縦覧に供する。

令和7年1月7日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般県道	東郷麻生津線	福井市下河北町2字西河原毛田8番7から 福井市下河北町3字蓼草1番2まで	令和7年 1月7日

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項および福井県県民ホールの設置および管理に関する条例（平成18年福井県条例第40号）第5条の規定により公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第6条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年1月7日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
福井県県民ホール
- 2 指定管理者となる団体の所在地および名称

福井市問屋町三丁目214番地
ニュー・フェイス日本管財グループ

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年1月7日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称および数量

福井県庁舎、福井県議会議事堂および福井県警察本部庁舎（以下「福井県庁舎等」という。）で使用する電気

6,631,000kWh（高圧受電、契約電力1,700kW）

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書、設計書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 需要場所

福井県庁舎等

福井県福井市大手3丁目17-1

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(5) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入および

省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組ならびに電源構成および二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、入札説明書において示す入札適合条件を満たすこと。

(6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により、電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願（入札説明書別紙様式5）を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

その他、電子入札については、「福井県物品等電子入札運用基準」、「福井県物品等電子入札運用要領」および「電子入札に関する取扱い」による。

4 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県総務部財産活用課 庁舎グループ

電話 0776-20-0252

(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、契

約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者にとっては、入札説明書別紙様式1)に必要書類(入札説明書別添1参照)を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和7年1月7日(火)9時から令和7年2月3日(月)17時まで

(2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ、福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用登録したものである。

イ 紙入札に係る申請書等の提出先および提出方法

(ア) 提出先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県総務部財産活用課 庁舎グループ

(イ) 提出方法

持参または郵送すること(郵送する場合は簡易書留郵便を利用し、提出期間必着とする。)

(3) 競争入札参加資格申請

2に示す競争入札参加資格について別に知事が行う審査により認定を受けていない者については、9(7)に従い開札までに資格の認定を受けなければならない。

6 入札書の提出方法、提出期間、開札日時および場所

(1) 入札書の提出方法

5(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和7年2月25日(火)8時30分から17時まで

令和7年2月26日(水)8時30分から16時まで

(3) 開札日時

令和7年2月27日(木)11時00分

(4) 開札場所

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県庁 6階 入札室

7 入札方法

入札説明書による。

8 落札書の決定に関する事項

この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。
なお、アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書による。

(7) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

ア 申請の受付時期

福井県の休日を定める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務事務第三グループ

電話 0776-20-0253

(8) 本調達は、令和7年度予算の成立を条件とする。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be required
Electricity for Fukui prefectural office building
- (2) Date, time of bidding
11:00a.m. February 27, 2025
- (3) Period of contract
1-April-2025 to 31-March-2026
- (4) Contact point for the notice
Asset utilization division,
Fukui prefectural government,
3-17-1 Ohte,Fukui City,
Fukui Prefecture,910-8580 Japan.
TEL 0776-20-0252

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第18条の8第2項の規定に基づき、令和7年福井県保育士試験（前期）を実施するので、児童福祉法施行細則（昭和23年福井県規則第26号）第19条の規定により次のとおり公告する。

令和7年1月7日

福井県知事 杉本 達治

福井県は、法第18条の9の規定に基づき指定試験機関として一般社団法人全国保育士養成協議会を指定し、試験実施予定日時、場所その他必要な事項の広報、試験に対する受験者等からの問合せ対応、受験資格の認定、受験申込書の受付、確認、受験票の送付、試験問題の作成・保管・管理、試験の実施、答案の採点、可否の決定、可否の通知、受験の停止および合格の無効の決定、その他試験実施に関する必要な事務を委託して試験を実施する。

1 試験の日時

筆記試験 令和7年4月19日（土）・4月20日（日）

実技試験 令和7年6月29日（日）

2 試験の科目

(1) 筆記試験

保育の心理学・保育原理・子ども家庭福祉・社会福祉・教育原理・社会的養護・子どもの保健・子どもの食と栄養・保育実習理論

(2) 実技試験

音楽に関する技術・造形に関する技術・言語に関する技術（2分野選択）

3 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に2年以上在学（短期大学は卒業）して62単位以上修得した者または高等専門学校を卒業した者

- (2) 学校教育法による大学に1年以上在学している者であって、年度中に62単位以上修得することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
- (3) 学校教育法による高等専門学校および短期大学の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
- (4) 学校教育法による高等学校の専攻科（修業年限2年以上のものに限る。）もしくは特別支援学校の専攻科（修業年限2年以上のものに限る。）を卒業した者または当該専攻科の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
- (5) 学校教育法による専修学校の専門課程（修業年限2年以上のものに限る。）もしくは各種学校（同法第90条に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限2年以上のものに限る。）を卒業した者または当該専修学校の専門課程もしくは当該各種学校の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者（ただし、平成3年3月31日以前の高等学校卒業者はこの限りでない。）
- (6) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者
- (7) 学校教育法による高等学校を卒業した者もしくは中等教育学校を卒業した者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）または文部科学大臣において、これと同等以上の資格を有すると認定した者であって、以下に掲げる施設において、2年以上の勤務で、総勤務時間数が2,880時間以上、児童の保護に従事した者
 - ア 児童福祉施設
 - イ 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園）
 - ウ 幼稚園（学校教育法第1条に規定する幼稚園（特別支援学校幼稚部を含む。））
 - エ 家庭的保育事業（法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業）
 - オ 小規模保育事業（法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業）
 - カ 居宅訪問型保育事業（法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業）
 - キ 事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業）
 - ク 放課後児童健全育成事業（法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業）
 - ケ 一時預かり事業（法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業）
 - コ 離島その他の地域において特例保育（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する特例保育）を実施する施設
 - サ 小規模住居型児童養育事業（法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業）
 - シ 障害児通所支援事業（法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（保育所訪問支援事業を除く。））

<p>ス 一時保護施設（法第12条の4に規定する一時保護施設）</p> <p>セ 18歳未満の者が半数以上入所する次に掲げる施設等</p> <p>(ア) 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設）</p> <p>(イ) 指定障害福祉サービス事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を行うものに限る。））</p> <p>ソ 法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項もしくは法第35条第4項の認可または認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの</p> <p>(ア) 法第59条の2の規定により届出をした施設</p> <p>(イ) アに掲げるもののほか、都道府県知事が事業等の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設</p> <p>(ウ) 児童福祉法施行規則第49条の2第3号に規定する幼稚園併設型認可外保育施設</p> <p>(エ) 国、都道府県または市町村が設置する法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設</p> <p>(8) 上記(7)に掲げる施設等において5年以上かつ7,200時間以上児童等の保護または援護に従事した者</p> <p>(9) 平成3年3月31日までに学校教育法による高等学校を卒業した者（旧中学校令による中学校を卒業した者を含む。）もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）または文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者</p> <p>(10) 平成8年3月31日までに学校教育法による高等学校の保育科を卒業した者</p> <p>(11)ア 上記(7)イ～ソに掲げる施設等において2年以上かつ2,880時間以上児童等の保護または援護に従事した者であって、学校教育法による高等学校を卒業した者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）または文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者</p> <p>イ 上記(7)イ～ソに掲げる施設等において5年以上かつ7,200時間以上児童等の保護または援護に従事した者</p> <p>ウ 上記(1)～(6)に準ずる者</p> <p>4 受験手続</p> <p>(1) 受験申請書の配布</p> <p>ア 配布期間</p>	<p>令和7年1月9日（木）から</p> <p>イ 請求先 一般社団法人全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター</p> <p>(2) 受験の申請に必要な書類</p> <p>ア 保育士試験受験申請書</p> <p>イ 受験資格を証明する書類</p> <p>ウ 一部科目合格を証明する書類</p> <p>エ 一部科目免除を証明する書類（5(2)に該当するものは、5(2)に掲げる実務経験を有することを証する書類）</p> <p>オ 改姓を証明する書類（戸籍の一部記載事項証明書または戸籍抄本等旧・現姓の両方が記載されている公的書類）</p> <p>カ 郵便振替払込受付証明書（受験申請書に貼付）</p> <p>キ 写真1枚（受験申請日前6か月以内に撮影した上半身、脱帽、無背景の写真を受験申請書に貼付）</p> <p>(3) 受付期間 令和7年1月9日（木）から令和7年1月29日（水）</p> <p>(4) 提出方法 簡易書留郵便に限る。</p> <p>(5) 提出先 一般社団法人全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター</p> <p>(6) 受験手数料 12,700円 幼稚園教諭免許所有者において、筆記試験科目が全て免除となる場合 2,400円 郵便振替払込取扱票により郵便局にて納付する。</p> <p>(7) オンライン受験申請 オンライン受験申請方法については、一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターホームページを参照。</p> <p>5 試験科目の一部免除</p> <p>(1) 過去2年において、保育士試験の一部科目に合格している者は該当科目を免除</p> <p>(2) 令和4年の試験において合格した科目のある者であって、令和4年度から令和6年度末までに3(7)に掲げる施設において「1年以上かつ1,440時間以上」の実務経験を有する者については2年間、令和3年の試験において合格した科目のある者であって、令和3年度から令和6年度末までに次に掲げる施設において「2年以上かつ2,880時間以上」の実務経験を有する者については3年間、通常、過去2年の免除期間に加えて免除</p> <p>(3) 厚生労働大臣が指定する学校において指定科目を全て専修した者は該当科目を免除</p>
--	--

- (4) 幼稚園教諭免許状所有者は保育の心理学・教育原理・実技試験を免除
- (5) 幼稚園教諭免許状所有者で筆記試験全科目合格者は実技試験を免除
- (6) 幼稚園教諭免許状所有者における保育士資格特例による受験者は保育の心理学・教育原理・保育実習理論・実技試験を免除

6 試験に関する問合せ先

〒171-8536
東京都豊島区高田3-19-10
一般社団法人全国保育士養成協議会
保育士試験事務センター
電話 0120-4194-82

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項および福井県港湾施設管理条例（昭和37年福井県条例第45号）第13条の規定により公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第14条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年1月7日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
敦賀港鞠山南地区多目的国際ターミナル
- 2 指定管理者となる団体の所在地および名称
敦賀市金ヶ崎町第49番1
敦賀港国際ターミナル株式会社
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項および福井県港湾施設管理条例（昭和37年福井県条例第45号）第13条の規定により公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第14条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年1月7日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
福井港九頭竜川ボートパーク
- 2 指定管理者となる団体の所在地および名称
坂井市三国町新保第95号1番地6
株式会社九頭竜川マリーナ
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

上庄大井土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年9月24日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和7年1月7日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所
監 事 広瀬 敏一 大野市友兼10-2

上庄大井土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年11月20日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和7年1月7日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所
理 事 羽生 達夫 大野市猪島32-1
理 事 猪野 則夫 大野市稲郷47-12
理 事 北村 和彦 大野市開発8-11
理 事 松山 善四郎 大野市篠座町6-14
理 事 水元 啓之 大野市野中6-12
理 事 上田 輝司 大野市森政領家4-4
理 事 山内 静雄 大野市御給34-6
理 事 宝珍 政則 大野市下据28-3
理 事 明石 和仁 大野市東山4-16
監 事 安川 慎治 大野市中据16-2
監 事 石川 廣志 大野市春日69-64

真名川土地改良区連合から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年11月20日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和7年1月7日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所
理 事 宝珍 政則 大野市下据 28-3
監 事 石川 廣志 大野市春日69-64

上庄大井土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年11月21日に役員に就任した旨の届出があったので、

同条第18項の規定により公告する。

令和7年1月7日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	羽生 達夫	大野市猪島32-1
理事	猪野 則夫	大野市稲郷47-12
理事	北村 和彦	大野市開発8-11
理事	川瀬 信幸	大野市稲郷16-14
理事	安川 慎治	大野市中据16-2
理事	松山 善四郎	大野市篠座町6-14
理事	森岡 幸弘	大野市猪島4-20
理事	上田 輝司	大野市森政領家4-4
理事	山内 静雄	大野市御給34-6
監事	明石 和仁	大野市東山4-16
監事	畑辺 俊成	大野市稲郷34-甲18
監事	亀井 成人	大野市友兼8-11

真名川土地改良区連合から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年11月21日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和7年1月7日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	川瀬 信幸	大野市稲郷16-14
監事	明石 和仁	大野市東山 4-16

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年1月7日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

(その他の政治団体)
 (国会議員関係政治団体以外の政治団体)

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和6年12月3日	福井県ひがなつみ後援会	近藤 貢	三宅 洋	福井市大願寺3-4-1
令和6年12月5日	檜鼻たかひろ後援会	檜鼻 貴博	守本 美和	三方上中郡若狭町大鳥羽36-2-10
令和6年12月5日	福井県農政連美浜町支部	石丸 博治	福田 新八	三方郡美浜町河原市19-12

福井県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年1月7日

福井県選挙管理委員会
 委員長 金井 亨

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和6年3月28日	杉本達治後援会達親会	佐佐木 アユ美	主たる事務所 の所在地	福井市西開発4-221-2	福井市和田3-308
				代表者	佐佐木 アユ美
令和6年10月1日	若き即戦力の会	上野 薫	代表者	上野 薫	齋木 武志
令和6年10月8日	齋木武志後援会	齋木 武志	会計責任者	齋木 武志	山口 健太郎
			国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号および第2号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体
			公職の種類 (第1号)	衆議院議員	

			公職の候補者の氏名および公職の種類(第2号)	齊木 武志、衆議院議員	
令和6年11月5日	山本武志後援会	山本 武志	主たる事務所 の所在地	敦賀市ひばりヶ丘町 1028	敦賀市砂流50-7-5 (ひばりヶ丘町)
			会計責任者	浅妻 修平	清水 達也
令和6年11月29日	長谷川まさえを育てる会	長谷川 仙男	代表者	長谷川 仙男	宮崎 和彦
令和6年12月10日	自由民主党鯖江市支部	山本 建	代表者	山本 建	山本 拓

福井県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年1月7日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
平成6年11月29日	立憲民主党福井県第1区総支部	西山 理恵

福井県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定により、資金管理団体の指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年1月7日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

指定年月日	資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	届出をした者に係る公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地
令和6年12月10日	高田 浩樹	越前町議会議員	高田ひろき後援会	丹生郡越前町気比庄5-9-3

福井県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、資金管理団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年1月7日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

異動年月日	資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和6年11月5日	山本 武志	山本武志後援会	主たる事務所の所在地	敦賀市ひばりヶ丘町1028	敦賀市砂流50-7-5（ひばりヶ丘町）

